政　令

規制改革推進会議令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十三号

規制改革推進会議令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

規制改革推進会議令（平成二十八年政令第三百三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二年」を「任命の日の属する年の翌々年の七月三十一日まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三条第一項の規定は、この政令の施行後に任命される委員から適用する。

内閣総理大臣　高市　早苗

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十四号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十三条第二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「とする」を「及び空港アクセス鉄道整備費利子補給金とする」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　井林　辰憲

内閣総理大臣　高市　早苗

電波法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十五号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十条第二項及び第百四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号中「。ただし、同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　藤井比早之

内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○厚生労働省令第百五十二号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の九第一項及び第二項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）、第五十三条の十六第一項第二号、第五十三条の十八第一項第一号ロ並びに第九十二条の二第三項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（資産の部の区分）	（資産の部の区分）
第八十一条　（略）	**第八十一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。	3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。
一　次に掲げる資産　流動資産	一　次に掲げる資産　流動資産
イ　（略）	イ　（略）
ロ　受取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取	ロ　受取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取